

令和2年第3回太良町議会（定例会第2回）会議録（第1日）						
招集年月日	令和2年6月5日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和2年6月5日	9時31分	議長	坂口久信	
	散会	令和2年6月5日	10時33分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	9番	所賀廣	10番	川下武則	11番	久保繁幸
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今田徹		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	浦川豊喜		
	副町長	每原哲也	農林水産課長	川島安人		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	安西勉		
	総務課長	田中照海	建設課長	田崎一朗		
	財政課長	西村正史	会計管理者	山崎浩二		
	企画商工課長	西村芳幸	学校教育課長	中川博文		
	町民福祉課長	津岡徳康	社会教育課長	萩原昭彦		
	健康増進課長	野田初美	太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年6月5日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議案一括上程
町長提案 報告第1号
議案第33号～議案第50号
町長の提案理由の説明
- 日程第5 委員長報告
総務常任委員会（所管事務調査）
経済建設常任委員会（所管事務調査）

午前9時31分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

令和2年6月定例会の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから令和2年第3回太良町議会定例会第2回を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として9番所賀君、10番川下君、11番久保君、以上3君を指名をいたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期案につきましては、去る6月2日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本

日から6月12日までの8日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から6月12日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（坂口久信君）

日程第3. 諸般の報告について、初めに監査委員より3月定例会から今定例会までに実施された例月出納検査、随時監査等の監査報告がなされております。お手元に報告書の写しを配付しておりますので、後ほどごらんください。

次に、教育委員会より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和元年度太良町教育委員会点検評価報告がなされております。事前に配付しておりますので、これをもって報告といたします。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案の上程。

町長提案の報告第1号及び議案第33号から議案第50号までを一括上程をいたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。

令和2年第3回太良町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、報告第1号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

報告第1号は、平成31年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成31年度太良町一般会計繰越明許費につきましては、去る3月定例会での議決及び4月臨時会での承認を得たところでありますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により説明し、報告いたします。

繰越計算書をごらんください。

令和2年度に繰り越す事業は、発注の調整や災害の発生により資材の調達に時間を要し、事業の完了が翌年度となった橋梁定期点検委託料、橋梁維持補修事業、のり面保護補修事業及び多良小学校外構整備事業の全4事業であります。翌年度繰越額の合計は1億71万1,000円で、財源の内訳は既収入特定財源として公共施設整備基金の繰入金になりますが

1,630万円、未収入特定財源として国庫支出金4,633万5,000円、地方債1,140万円、一般財源が2,667万6,000円となっております。

次に、議案第33号及び議案第34号の2議案は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

まず、議案第33号は、令和2年度太良町一般会計補正予算（第3号）であります。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策として実施される特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金の給付に伴うもので、各給付金及びその関連する経費について補正するものであります。

補正予算書の7ページをごらんください。

社会福祉総務費の特別定額給付金8億7,000万円は、町民1人当たり10万円を給付するもので、給付対象者は8,700人を見込んでおります。

次のページをごらんください。

児童福祉総務費の子育て世帯への臨時特別給付金1,010万円は、児童手当を受給する世帯を対象に、児童1人につき1万円を給付するもので、給付対象は1,010人を見込んでおります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをごらんください。

国庫支出金の補正は、全て今回の歳出事業費の特定財源として計上しております。また、財政調整基金繰入金の補正は、補助対象経費に該当しない物品購入費の財源として繰り入れを行うものであります。

本補正では、歳入歳出それぞれ8億8,528万8,000円を追加し、補正後の予算総額を86億6,912万6,000円といたしております。

次に、議案第34号は、令和2年度太良町一般会計補正予算（第4号）であります。

本案は、新型コロナウイルスの影響に対する太良町独自の緊急経済対策の第二弾として実施するための経費、また関連する予算の組み替えについて補正するものであります。

補正予算書の7ページをごらんください。

商工業振興費の地域共通商品券換金業務委託料1億3,862万5,000円は、基準日となる本年7月1日現在において、出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にいる子供に1人当たり2万円、それ以外の大人に1人当たり1万5,000円の商品券を配布して、町内での消費活動の活性化を図るものであります。

中小企業等事業継続支援金7,470万円は、町内で事業を営んでいる事業者の方を対象に、旅館業については30万円を、その他の事業については20万円を給付するもので、事業所の継続を目的とした緊急的な経済的支援策として実施するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページをごらんください。

国庫支出金及び繰入金の補正は、今回の歳出事業費の特定財源として計上しております。本補正では、歳入歳出それぞれ 2 億1,755 万9,000 円を追加し、補正後の予算総額を88億8,668 万5,000 円といたしております。

以上、2 議案につきましては、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

次に、議案第35号は、太良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと改められたため、これを引用する本条例の条項の整備を行うため、改正するものであります。

次に、議案第36号は、太良町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、太良町職員のサービスの宣誓に倣い行うことを定めるものであります。

次に、議案第37号は、太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税等に及ぼす影響の緩和を図るために、国において地方税法等に特例措置が講じられたことに伴い、関連する太良町税条例について一部を改正するものであります。

第 1 条の主な改正内容は、1 点目が固定資産税についてであります。地方税法の改正により、令和 3 年度分の事業用の固定資産税の課税標準について、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 2 月から10月までの間における連続する 3 カ月間の収入合計が 1 年前の同期間の収入合計の100分の50以下となる場合にはゼロ、100分の70以下となる場合に 2 分の 1 とする改正が行われた特例を適用するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点からの特例を適用するものであります。

2 点目が、購入時に係る軽自動車税環境性能割の税率を 1 %分軽減する特例措置の適用期限を、令和 3 年 3 月31日までの 6 カ月間延長する改正であります。

3 点目が、地方税法附則に、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例が追加されたことに伴い、町条例附則に第24条を追加するものであります。

次に、第 2 条について申し上げます。

地方税法附則に新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例と、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例が加えられたことによる関係条項の整備及び町条例附則に追加するものであります。

なお、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行することとしております。

次に、議案第38号は、太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして、一定の要件を満たした被保険者に対して支給する傷病手当金について、国が緊急的、特例的な措置として、その支給に係る費用の財政支援を実施するに当たり、町においても同手当金を支給する措置を講ずるため提案するものであります。

次に、議案第39号は、太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして、一定の要件を満たした被保険者に対して傷病手当金を支給するため、佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことを受け、町において行う事務に、同手当の支給に係る申請書の提出の受け付けを加える必要が生じたため提案するものであります。

次に、議案第40号は、町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、給与に関する制度上、管理職手当及び役職手当の条項を分ける必要が生じたため、本条例を改正するものであります。

次に、議案第41号は、令和2年度社会資本整備総合交付金事業亀ノ浦地区定住促進住宅建築工事（A棟）の請負契約の締結についてであります。

本案は、令和2年5月27日、指名競争入札の結果、5,852万円で太良町大字多良1189番地1、有限会社田中建築代表取締役田中章が落札されたので、請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

工事の概要を申し上げます。

床面積、1階144.14平方メートル、2階102.29平方メートル、延べ床面積246.43平方メートルの木造2階建て3LDK3戸の集合住宅で、建築工事、電気設備工事、機械設備工事を行うものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和2年12月28日までとなっております。

なお、予定価格は5,984万円で設定いたしました。

次に、議案第42号は、令和2年度社会資本整備総合交付金事業亀ノ浦地区定住促進住宅建築工事（B棟）の請負契約の締結についてであります。

本案は、令和2年5月27日、指名競争入札の結果、5,863万円で太良町大字多良1815番地、増田建設株式会社代表取締役増田正弘が落札されたので、請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

工事の概要を申し上げます。

床面積、1階144.14平方メートル、2階102.29平方メートル、延べ床面積246.43平方メートルの木造2階建て3LDK3戸の集合住宅で、建築工事、電気設備工事、機械設備工事を行うものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和2年12月28日までとなっております。

なお、予定価格は5,984万円で設定いたしました。

次に、議案第43号は、令和2年度社会資本整備総合交付金事業亀ノ浦地区定住促進住宅建築工事（C棟）の請負契約の締結についてであります。

本案は、令和2年5月27日、指名競争入札の結果、5,764万円で太良町大字大浦乙491番地5、株式会社肥前建設代表取締役川島新一が落札されたので、請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

工事の概要を申し上げます。

床面積、1階119.24平方メートル、2階119.24平方メートル、延べ床面積238.48平方メートルの木造2階建て3LDK3戸の集合住宅で、建築工事、電気設備工事、機械設備工事を行うものであります。

工期につきましては、議決日の翌日から令和2年12月28日までとなっております。

なお、予定価格は5,885万円で設定いたしました。

次に、議案第44号は、令和2年度社会資本整備総合交付金事業亀ノ浦地区定住促進住宅建築工事（D棟）の請負契約の締結についてであります。

本案は、令和2年5月27日、指名競争入札の結果、5,791万5,000円で太良町大字多良1787番地、峰下建設株式会社代表取締役峰下努が落札されましたので、請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

工事の概要を申し上げます。

床面積、1階119.24平方メートル、2階119.24平方メートル、延べ床面積238.48平方メートルの木造2階建て3LDK3戸の集合住宅で、建築工事、電気設備工事、機械設備工事を行うものであります。

工期につきましては、議決日の翌日から令和2年12月28日までとなっております。

なお、予定価格は5,918万円で設定いたしました。

次に、議案第45号は、令和2年度太良町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ8,269万7,000円を追加し、補正後の予算総額を89億6,938万2,000円とするものであります。

それでは、歳出の主なものから御説明いたします。

15ページをごらんください。

戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳システム改修委託料243万6,000円及び戸籍附票システム改修委託料488万4,000円は、ともに外国に居住されている日本人の方のマイナンバーカー

ド等の利用に係るシステムの改修経費であります。

18ページをごらんください。

児童福祉総務費の消耗品費55万2,000円及び次のページの保育対策総合支援事業費補助金145万円は、新型コロナウイルス感染症対策として行うマスクや消毒液などの購入及び保育園等が購入する空気清浄機等に対する補助金であります。

なお、財源は、1園当たり50万円を限度として交付される国からの補助金となっております。

保育所等副食費助成金493万2,000円は、幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費の支払い義務が生じた子供を対象として、1人当たり月額4,500円の副食費相当額を助成するものであります。

対象人数は、途中入所見込みを合わせ、93人を見込んでおります。

23ページをごらんください。

農地費の広域農道舗装補修事業950万円は、国からの交付金の配分が増額されたことに伴う事業量の増であります。

内容につきましては、三里御手水間910メートルの一部を前倒しして施工するものであります。

次のページをごらんください。

林道費の林道橋梁維持補修事業1,800万円は、帆柱橋の補修事業で、国の交付金の配分が増額されたことに伴い、橋面防水工等の上部工及び下部工を前倒しして施工するものであります。

林道整備事業600万円は、作業道上床線の補修工事で、舗装、拡幅など延長150メートルの施工を見込んでおります。

町有林管理費の森林環境保全直接支払事業委託料4,509万2,000円の増額及び間伐等森林整備促進対策事業委託料4,509万2,000円の減額は、補助要件の関係から県による事業変更が行われたことに伴う予算の組み替えであります。なお、予定している事業内容については変更はありません。

29ページをごらんください。

小学校費の教育振興費修学旅行キャンセル料等補助金147万9,000円及び次のページの中学校費の教育振興費修学旅行キャンセル料等補助金358万7,000円は、ともに新型コロナウイルス感染防止のため、修学旅行などのキャンセルが生じた場合の解約手数料を想定した補助金で、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策として補助を行うものであります。

なお、各歳出予算に計上しております人件費の補正は、4月の人事異動や新採職員並びに再任用職員の採用等に伴うものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

9ページをごらんください。

9ページの国庫支出金及び県支出金並びに次のページの雑入につきましては、それぞれの歳出事業費の特定財源として計上しております。

基金繰入金につきましては、今回の補正に係る財源調整や各特定目的基金の充当事業の補正に伴う繰入金の調整であります。

主なものについて申し上げますと、公共施設整備基金繰入金の減額は、雑入のスポーツ振興くじ助成金の算定に伴う予算の組み替え、また山林育成基金繰入金の減額は、歳出で御説明しました間伐等森林整備促進対策事業委託料の事業変更に伴い、ふるさと応援寄附金基金繰入金へ組み替えるものであります。

一般会計につきましては以上で終わります。

次に、議案第46号は、令和2年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ41万9,000円を追加し、補正後の予算総額を14億4,641万9,000円とするものであります。

それでは、歳出の主なものから御説明いたします。

7ページをごらんください。

傷病手当金の傷病手当負担金29万4,000円は、国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどして、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等を受けることができなくなったときに、傷病手当金を支給することにより、休暇をとりやすい環境を整え、感染拡大防止をするためのものであります。

次のページをごらんください。

特定健康診査等事業費の特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務委託料108万1,000円は、新型コロナウイルス感染症が生活習慣病患者に与える影響として、通院自粛による治療の中断、病状の悪化が懸念され、それを防ぐための追加の対策事業として計上しております。

なお、今回の補正に係る財源調整については、予備費で行っております。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページの県支出金は、それぞれの歳出事業費の特定財源として計上しております。

次に、議案第47号は、令和2年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてであります。

4ページをごらんください。

歳出の一般管理費5万7,000円の増額は、共済組合負担金の率の改定によるものであります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第48号は、令和2年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてで

あります。

4ページをごらんください。

歳出の総務費423万8,000円の増額は、人事異動及び共済組合負担金の率の改定によるものであります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第49号は、令和2年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

3ページをごらんください。

収益的支出の営業費用98万8,000円の減額は、人事異動及び共済組合負担金の率の改定によるものであります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第50号は、令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

3ページをごらんください。

建設改良費の請負工事費600万円の増額は、病院電話交換機故障による設備機器の更新費用であります。

財源としましては、資本的収入、他会計出資金300万円の増額と、損益勘定留保資金300万円を充当いたしております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第5 委員長報告

○議長（坂口久信君）

日程第5. 委員長報告。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（川下武則君）

議長の許可を得ましたので、総務常任委員会の所管事務調査を報告いたします。

令和2年3月定例会におきまして付託されました所管事務調査について、本委員会は去る4月21日に、町立太良病院の運営についてをテーマに、町立太良病院から院長及び事務長を招き、調査をいたしました。

まず初めに、事務長より事業全体の収支状況、外来、入院の患者数及び収入の状況、リハビリの状況、訪問看護、在宅医療の方向性、今後の経営目標、職員の資質の向上への取り組み等の説明を受けました。

現状として、外来、入院とも整形外科の患者数が多く、当然のことながら収入もほぼ大半

を整形外科が占めております。それに伴い、リハビリも増加の傾向にあり、3名でスタートしたスタッフも現在は13名と大幅にふえております。病院としましては、リハビリ室の増築を考えていたのですが、経営面や土地の面で苦慮しておられ、できる範囲内で、その中で精いっぱい努力をされてきました。

今後においては、短時間リハビリなどのサービスを新たにふやしながら、介護予防、介護度の軽減を目指して、高齢化社会の一翼を担う事業所として挑戦してもらいたいと思います。

事業収益に関しましては、平成21年と平成30年を比較しますと、2億4,000万円ほど増加し、累積欠損金は5億3,000万円ほど減少しております。病院事業がうまく進んでいる証拠であると考えます。

訪問看護、在宅医療につきましては、訪問リハビリの件数が昨年度は減少しておりますが、訪問診療及び訪問看護は年々増加傾向にあります。国の推進により、今後在宅医療は増加することが考えられ、太良病院としての体制を整えつつあるようですが、利用者側の理解不足もあることから、公開講座等を通じて理解を深めてもらう取り組みや、希望者の在宅みとりが行えるよう、医療だけでなく総合的な体制づくりが必要とのことであります。

そのほか、人材の確保が深刻な課題であることから、町独自の対策として、奨学金制度導入の要望がありました。

人が生活していく上で大切なのは、いざというときに本当に頼りになる人や病院が近くにあることだと思います。今後の太良病院の運営につきましては、さらなる経営改善、収益アップはもちろんのこと、スタッフの技術の向上、患者様に対する接遇力などの向上を図りながら、町民の期待に応え、経営目標である「住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで送れるように」の実現に向け、努力されることを願っています。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策に関する報告をいたします。

太良町議会では、町の新型コロナウイルス感染症対策に対する積極的な取り組みを支援する目的で、去る4月30日に、太良町議会新型コロナウイルス感染症対策支援本部を設置いたしました。また、5月15日には、町民や各種団体等からの声を聴取し、対策の推進や改善につながるようにと取りまとめた提言書を町へ提出いたしました。この提言書を作成する過程におきまして、本委員会は所管する分野の町内の事業所との意見交換会をいたしましたので、内容を報告いたします。

初めに、保育園、こども園についてですが、子供たちと接するため、どうしても3密を避けられないということで、感染症対策への不安を抱いておられました。要望といたしましては、マスクや消毒液が不足しているため、その確保をお願いされました。

次に、介護施設についてであります。面会制限や徹底した消毒等を実施し、集団感染が起きないように努力をされておりますが、感染症対策への対応の長期化により、職員のみならず利用者及びその家族の方もストレスが増加しているとのことでした。入所者に発熱など

の症状が見られた場合には隔離ができる簡易的な場所の確保や、マスク及び消毒液の支援を要望されました。

最後に、小学校、中学校についてですが、5月14日に再開されたものの、ほぼ2カ月にわたる休業により、児童・生徒の様子が変化していないか、また消化できていない授業数や学校行事の実施等への対応に苦慮されておられました。今後、町内で感染者が確認された場合、再び休業になることも考えられ、長期的な展望が必要であることから、オンライン授業などインターネット関係の環境整備、また3密を防ぐために教室の換気をした場合の夏期の熱中症対策及び冬期の寒さ対策についての支援を要望されました。

現在のところ、本町においては感染者が確認されておりませんが、気を緩めることなく、引き続き感染拡大防止に取り組んでいかなければなりません。また、このコロナウイルスによる町民生活への影響は多大なものがあり、本町においてその対策を打ち出しておられますが、本委員会といたしましても、今後も町民の声を聴取し、町へ届けることで、町民の不安、不満を和らげるよう努力してまいりたいと思います。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

質疑の方ありませんか。

○2番（西田辰実君）

質問いたします。

町立太良病院につきまして、現在の職員数は何名か。それとまた、人材確保のために今深刻ということになっておりました、奨学資金制度なども必要じゃないかなというふうを考えております。したがって、太良病院の現在の職員数と、町内の方が何名いらっしゃいますかということが一つと、2つ目に奨学資金制度の具体的な内容の説明をお願いしたいというふうをお願いいたします。

○総務常任委員長（川下武則君）

町立太良病院の今の職員数ですが、総計で136名いらっしゃいます。その中で町内の方が77名、町外の方が59名と承っております。町内の方が57%近くであります。

続きまして、奨学金制度についてですけど、まだ病院としましては奨学金制度を町のほうにお願いができればというところまでしかなくて、具体的にどういうふうなことをというのは、よその病院のやつはあります。実は、奨学金を、薬剤師を目指すとか、医師を目指すんだったら毎月3万円から5万円とか、准看護師さんとか看護師さんを目指すんやったら2万円とか、目指すところで違う、そういう制度があるんですけど、その制度を使うことによって、太良病院で働きながらその制度を利用してくれたら、何年か働いてくれたら、それはもう返さなくていいとか、そういう制度です。ただ、まだ町のほうにきちっとした要望というのが上がってきていないので、ここまでしか私としては説明できません。

以上です。

○2番（西田辰実君）

ありがとうございました。

鹿島市あたりの大きな病院あたりでは、もう既にそういうシステムが導入されております。だから、太良町もぜひ地元で働けるような仕組みをつくっていただいとけばというふうに思っております。

以上です。

○総務常任委員長（川下武則君）

ぜひ、町長も前にいますので、副町長もいますので、総務課長もいますので、総務課長のほうに私からもまた後でお願いができる部分はしていきたいと思えます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了します。

委員長は自席にお戻りください。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（竹下泰信君）

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、去る3月議会において付託されました所管事務調査について御報告をいたします。

経済建設常任委員会では、4月20日に、太良町特産品振興施設の株式会社タララボの代表取締役松浦賢治氏と、今後の施設の運営、事業展開などを柱として意見交換を行ったところでございます。

株式会社タララボは、前施設のしおまねきから施設を引き継いでから2年が経過しています。当初の計画では、甘酒の製造加工及び販売施設として操業開始する予定で、3年目には事業を軌道に乗せ、収支を黒字化するという目標を立てて開業されたところでございます。事業所設置につきましては、かかる初期投資として多額の支援をしている太良町はもとより、議会としても現在の活動や今後の事業の見通しなどが非常に気になるところであり、今回調査をいたしましたところでございます。

まず初めに、現在の経営状況についてですが、当初熊本の酒造会社の協力を受けて、甘酒の製造をその会社が行い、販売をタララボとする予定でした。しかし、酒造会社の代表者が交代されたことに伴い、経営方針が変更され、酒造会社での甘酒製造ができなくなってしまう、現在はタララボで試験製造を続け、販売も試験的な販売にとどまっており、経営的には赤字状態が続いているとのことでした。

次に、今後の具体的な経営方針として、経営の安定化、黒字化ですけれども、この見込みについてであります。本年9月から黒字化を目指してはいたしましたが、新型コロナウイルス

スの感染拡大により、経営状況は見通せない現状となっているところです。商品の製造、開発に関しては、甘酒については製造のノウハウも確立できていて、人員さえ確保できれば生産販売についてはできるとのことで、商品開発については太良町の特産品を活用した商品として、かんきつ類のコンポートやジュレ、ジャムの製造、豚ホルモンのまんじゅうやギョーザ、オリーブぬか床などを考えておられました。

また、昨年11月には町内関係者からも出店してもらい開催された特産品販売イベントゆたたりフェスを、好評を受けて第2回目の企画をされていましたが、これも新型コロナウイルスの影響で中止となっていました。

次に、町民の社員としての採用の予定ですけれども、現在町内出身者はパート従業員の1名のみであり、ハローワークでも募集を行っていますけれども応募がない状態で、従業員の確保ができれば事業の幅も広がり、製品製造についても計画的な生産が見込まれるとのことでした。

最後に、町に対して、特産品の開発を町と一緒にできたらと思っているが、現在事業所を安定的に稼働できる人材の不足が原因で経営がうまくいっていない状況であり、製品製造や経営に興味のある方を紹介していただき、安定的な事業運営に手をかしていただきたいとの要望をされたところでございます。また、将来的には太良町の方で会社経営を行っていただきたいとのことでした。

現在の収支状況や事業内容を見ますと、経営の柱であった甘酒製造について、製造会社からの支援がなくなり、厳しい経営状況となっていることや、従業員不足が製品製造の足かせとなっていることがうかがえます。いろいろな試供品を製造されていますけれども、試験的な出荷にとどまっており、商品のマーケティング調査を十分に行い、主力となる製品を選定し、本格的な製造販売を行うことが経営安定に結びつくものと思われまます。従業員の確保に関して、応募者がいないということを実情に受けとめ、職場としての魅力を発信するとともに、雇用条件の見直しなどを検討し、会社の核となる職員を雇用することが必要だと思われまます。

本町におきましても、この会社経営が深刻な問題とならないよう、経営方針や経営計画書、収支決算書などを精査し、経営に関する助言を行い、町民の期待に応えていただきたい。また、議会としても、経営状況の把握は必要ですので、今後とも高い関心を持って対応していくことが重要だと思ひます。

続きまして、先ほど総務常任委員長よりも報告がありましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策について経済建設常任委員会の取り組みを報告いたします。

経済建設常任委員会では、4月30日から5月11日にかけて、JAたら支所、佐賀県有明海漁協たら支所と大浦支所、商工会、旅館組合、飲食店組合、この5団体から新型コロナウイルス感染症の影響について聞き取り、意見交換を行ったところでございます。

J Aたら支所の主な影響といたしましては、各種イベントの中止が続く中、花卉類、バラとかユリとか菊ですけれども、この売上高の減少が著しく、例年の売上高と比較すると3月で3割、4月で6割から7割の減少となっており、今後もこのような状況が続くことが予想され、輸送用の段ボール、輸送費用の補助を要望されていたところでございます。そのほか、タマネギや和牛牛肉の価格が低迷している状況についても説明があったところでございます。

次に、佐賀県有明海漁協大浦支所の状況ですけれども、町内旅館の休止により、カニの取引がとまっておりまして、コハダも東京の豊洲市場が週3日の休業となっており、例年の5割から6割の減少となっているとのことでした。このようなことから、漁船の燃料代の支援などを要望されたところです。

次に、太良町商工会についてですけれども、商工関係者の影響は、事業内容により差がありますけれども、いずれの業種についても何らかの影響は出ており、各種支援金、助成金を経営運営資金として活用していただくよう紹介されていたところでございます。また、要望といたしましては、事業資産の固定資産税など、町で調整できる税金の減免と納税の猶予、そのほか町内で使用できる商品券の配布などを上げられていたところでございます。

次に、旅館組合についてですけれども、まず今回旅館応援事業を実施していただき、感謝しているとお礼を言われたところでございます。

旅館の現状といたしましては、5月末まで休館としておりますけれども、休館していても固定費はかかるため、その負担が大きく、固定費の支援を要望されていたところでございます。

次に、飲食店組合の状況ですけれども、こちらも今回実施された食事券の配布事業について、非常に助かっているという旨のお礼を言われたところでございます。

しかし、営業時間の制限や予約のキャンセルなどで、デリバリーやテイクアウトで対応していても、対前年比9割減の状況で、追加支援としてのつなぎ資金の支援をお願いしたいとのことでした。

佐賀県においても緊急事態宣言は解除されたものの、第2波、第3波の感染拡大が懸念されているところでございます。これまで、本町においても感染者の確認はされておられませんけれども、危機管理とリスク管理を徹底し、感染拡大の防止と経済活動の停滞防止に取り組むことが重要であると考えているところでございます。

本委員会といたしましても、緊急事態宣言の解除で気を緩めることなく、町民の耳目を集め、安心の提供と緊急経済支援事業の拡充など、町民の豊かな生活ができるよう努めてまいりたいと思っております。

以上をもちまして経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

質疑の方ありませんか。

○5番（待永るい子君）

それでは、経済建設委員長の報告に対し、4点について質問をしたいと思います。

タララボにつきましては、町民の皆さんの関心も高く、補助金を出している企業でもあり、成功してほしいとの思いが強くなります。私たち議員にも企業誘致との説明がありましたが、そのタララボについて、1点目、しおまねきから施設を引き継いだときには甘酒の製造加工及び販売施設として開業する計画だったのが、熊本の酒造会社の協力を受けて、甘酒の製造をその会社が行い、販売をタララボですると変わっております。販売だけなら、当初から製造機械をそろえる必要があったのだろうかと考えます。太良町として初期投資はどれぐらいの金額だったのか。また、初期投資は具体的にどのような内容に使われたのか。

2点目、熊本の酒造会社の代表が交代され、経営方針が変更されたことにより、経営的に赤字状態が続いている旨の報告をされましたが、そのようなことが安易に行われることがないように、契約書なるものが存在すると考えます。タララボと熊本の酒造会社との契約はどうなっていたのか。また、代表者交代により、契約内容はどのように変化をしたのか。

3点目、当初の説明では、甘酒の需要はある、外国でも需要があるので出荷できるルートもつくれると聞いておりましたが、それについてはどうだったのか。

4点目、従業員の確保ができれば事業として軌道に乗るような感じの報告もありましたが、同じような内容の募集では何も変わらないのではないかと危惧をいたします。雇用に対しては、現在どのような対策をとっているのか。

以上、4点についてお伺いをしたいと思います。

○経済建設常任委員長（竹下泰信君）

それでは、待永議員の質疑について回答をいたします。

初期投資の支援として、創業支援費の補助金を3,000万円支払われております。この補助金の使途については、設備投資あるいは運転資金に充てるということになっております。

次に、タララボと熊本の製造会社との契約内容についてでございますけれども、タララボの代表者の話を聞いてみますと、文書による契約ではなくて、口頭での申し合わせ事項の内容になっていたのではないかと思います。具体的な契約内容については、経済建設委員会としては把握しておりません。

次に、甘酒の需要と海外にも出荷する計画があったと説明を受けていたがどうなのかということですが、先ほど説明をしましたように、熊本の製造会社の代表者がかわりまして、経営方針が変わったということで、タララボの従業員で甘酒の製造を行うことになったと。このため、甘酒の生産は、顧客のニーズにより製造している状況であって、外国へのお荷はしていないという状況であります。

次に、雇用の状況でありますけれども、委員長報告でも申し上げましたとおり、ハローワークや「町報たら」等を利用して求人募集を行っているようですけれども、なかなか従業員

が集まらないという状況だそうです。処遇面も検討して募集をしているそうですけれども、それでも厳しい状況であるということだそうです。従業員は現在3名でありますけれども、本町出身者は1名という状況になっております。従業員不足が深刻な運営課題であるというタララボの代表者の話でありました。

以上が回答でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○3番（松崎 近君）

今回の経済建設常任委員会のタララボの件に関してなんですけど、現状で、通るときによく見るんですけど、ほとんどやってないんだよね。電気もつかないし。1回か2回、説明会に、委員会のあれで行ったぐらいで、あとはほとんど何もやっていない。代表者の松浦氏は、製造についてはやったことがない、経験も何もないんじゃないかと。それだけの人材ではないのを、しょうがないから経営させているのかというふうに思えます。

経営者である以上は、人材についてはみずから動かないと、希望するような人材は採れないんですね。私も若いころ、人の採用で全国を回りました。採れないから回らざるを得ないんです、コストをかけて。コストをかけて、今人材紹介会社だとか、一本釣りの方法がありますけども、こういうふうな形で太良町みたいなところが事業を行うに当たっては、一本釣りをしてメインになる人間をちゃんと据えなきゃいけない。この松浦さんは、何をやってたかという、正直言って何をやっているかなというふうなのは疑問に思うんですよ、腹立つぐらい、このことについては。だから、もう少しこれについては見直しをする必要があると思う。一般経費まで全部ただにして、3,000万円払って、それで何もなし。黒字にはできません、人が集まりません、言いわけばかり。もうさっさと手を引いて、やめていただければ、それで電気代や何かは太良町は負担する必要はないわけですよ。

その後のことはどうなのかといいますと、本来はタララボは製造をするためにつくったんです。だけど、ある人に聞いたときには、あそこは段差ができていますよね、道路との。つくるときには、製造するための場所としてつくったわけだから、今になって販売ができませんとか、通常常識的に普通のビジネスのことがわかっている人間だったら、あそこは平たんにしますよね。そうすると、車の出入りもよくて、販売も可能と。

それで、もう一点は、後ろのほうに墓が丸見えですよ。そういうところで商売ができるはずがない、販売なんか。そういうのを含めて、今回のこれは、恐らく3億円以上の金を使っていると思います。土地と、土地の買い増しと、それで上物建設。その責任がどこにあるのか。議会で決めるのか、それとも行政のほうで決めるのか。その辺のことが曖昧で、誰も責任をとらないし、どういうふうな形になっているのか。それを希望いたします、明確にしてもらいたい。

以上です。

○経済建設常任委員長（竹下泰信君）

なかなか難しい質問ですけれども、1点目の熊本の製造会社の協力を得てタララボが販売予定であった甘酒はどうなっているのかということだというふうに思いますけれども、これについては先ほど待永議員から質問があったとおり、答えたとおりですけれども、当初の酒造製造の内容と、今回の内容が違ってきたと、事業内容が違ってきたということで、甘酒の製造についてはそういうことで、今顧客のニーズにより販売している状況で、大量生産にはなっていないという状況であります。

それと、これまでの投資額ですけれども、これまでの3億円ぐらいの投資額については、経済建設委員会では現状のタララボの経営状況がどうなっているのかという内容をお聞きした内容で、それ以前の町が行った、そういう施設の整備については今回は聞いておりません。ただ、今後の状況の判断につきましては、執行部によって適切に判断されるんじゃないかというふうに考えております。

以上ですけど。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

委員長は御自席にお戻りください。

以上で委員長報告を終わります。

これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会をいたします。

午前10時33分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 所 賀 廣

署名議員 川 下 武 則

署名議員 久 保 繁 幸